

サン神戸ゴルフガーデン IC カード利用規約

(利用規約の目的)

第1条

- (1) サン神戸ゴルフガーデン(以下「当練習場」という)において使用する当練習場発行の IC カード(以下「カード」という)については、本規約に則って取り扱うものとし、カード所有者(以下「利用者」という)は本規約に従ってカードを利用するものとします。
- (2) 利用者がカードを利用する場合、当練習場の「ICカード利用規約」等が適用されることを予め了承するものとします。

(カードの種別)

第2条

当練習場が発行するカードの種別は次の通りとします。

- ① 会員カード(年会費及び会員情報登録をいただく方に発行するカード)
- ② 準会員カード(会員情報登録をいただく方に発行するカード)
- ③ 一般カード(会員情報登録をいただかない方に発行するカード)
- ④ 一時利用カード(会員カードをお忘れの方用の一時的なカード)

(登録)

第3条

会員カード及び準会員カードの利用にあたっては、利用者本人が所定の申込用紙に必要事項を記入し、利用者登録をするものとします。

(カード発行)

第4条

- (1) 会員カードは、申込者1名につき1枚を会員資格の取得と同時に発行します。なお、発行に際して発行手数料やカード保証料はいただきません。
- (2) 準会員カードは、申込者1名につき1枚を登録申込時に発行し、発行の際にカード保証料(デポジット)200円をお預かりします。
なお、カード保証料はカード返却の際に返金します。ただし、カードに残高がある場合は返却できません。また、返却処理を行った時点で、当該カードに関する一切の権利を放棄したものとみなします。
- (3) 一般カードは、登録申込は不要ですが、発行に際してカード保証料(デポジット)200円をお預かりします。
なお、カード保証料はカード返却の際に返金します。ただし、カードに残高がある場合は返却できません。また、返却処理を行った時点で、当該カードに関する一切の権利を放棄したものとみなします。
- (4) 会員カードをお忘れの場合は、当練習場指定の方法により本人確認ができた場合、発行手数料200円(消費税込)をお支払いいただくことで、一時利用カードを発行します。
その際、一時利用カードに200ポイントが付与されますが、一時利用カードのまま、そのポイントをご利用いただくことはできません。
なお、一時利用カードは当日のみ有効です。(ただし、チャージ残高及びポイント残高の有効期限は第12条(1)の通りとします。)
利用者が会員カードと一時利用カードの両方をお持ちいただければ、一時利用カードのチャージ残高及びポイント残高を会員カードに移行させていただきます。その際、一時利用カードを返却していただきます。

(カードの取扱い上の注意)

第5条

- (1) カードを高温の場所に置いたり、折り曲げたりしないで下さい。
- (2) カードは利用者本人のみ利用できるものとし、他人に譲渡、貸与等することはできません。
- (3) カードが不正に使用された場合、そのために生じる一切の責務については利用者がその責任を負うものとします。

(入金・チャージ・ポイント)

第6条

- (1) カードは入金機にて予めチャージ(入金)することにより繰り返し利用することができます。チャージ残高の上限は会員カード、準会員カード及び一般カードは30,000円、一時利用カードは5,000円です。
- (2) カードのチャージ残高及びポイント残高は入金機等で確認していただけます。
- (3) カードのチャージ残高の払い戻し及びポイント残高の換金はできません。
- (4) 会員カード、準会員カード、一般カードにかかわらず、複数のカードを所持する場合であってもチャージ残高及びポイント残高の合算はできません。(ただし、第4条(4)の場合は除きます。)

(利用範囲)

第7条

カードのチャージ残高及び利用可能ポイント残高は、当練習場のボール代、貸しクラブ、パター・バンカー・アプローチ練習場利用料および当練習場が指定したものの支払いとして利用することができます。

(キャンセル処理)

第8条

- (1) ボールを出した後、原則としてキャンセルには応じられません。
- (2) 貸しクラブ・パター・バンカー・アプローチ練習場利用料については、事情にかかわらずキャンセルはできません。

(カードの利用停止・利用資格の喪失)

第9条

- (1) 利用者が本規約に違反した場合もしくは違反するおそれがある場合、その他のカードの利用状況が不適切であると当練習場が判断した場合、当練習場は通知することなくカード利用を一時停止することができます。
- (2) カードの利用状況が適当でないと当練習場が判断した場合、その他当練習場が必要と認めた場合、当練習場は何らかの通知、催告を要せずしてカードの利用資格を喪失させ、かつカードを無効にすることができます。

(カードの紛失・盗難・破損等)

第10条

会員カード及び準会員カードの盗難、紛失または破損等の場合、当練習場フロントへ速やかにお届けください。(会員カード及び準会員カードの利用を停止する場合は、フロントにて所定の手続きが必要です。)

なお、その場合の利用者の損害について、当練習場は一切の責任を負いません。

ただし、会員カード及び準会員カードについては、第11条の条件による再発行が可能です。

(カードの再発行)

第11条

(1) 会員カード及び準会員カードの盗難、紛失または破損等により、利用者が当該カードの再発行を希望する場合は、所定の申込用紙に必要事項を記入することとします。

(2) 申込内容と免許証等の身分証明書類により、本人確認を行ったうえ、再発行手数料 500 円(消費税込)をお支払いいただくことで、会員カード及び準会員カードを再発行させていただき、以前のカードは無効となります。

(3) 以前のカードのチャージ残高及びポイント残高につきましては新しい会員カード及び準会員カードに移行させていただきます。

ただし、カードの状態等により、チャージ残高及びポイント残高が把握できない場合は移行することはできず、その場合の利用者の損害については、当練習場は一切の責任を負いません。

無効となった以前のカードを当練習場が発見した場合は、通知、催告を要せずして当練習場が処分できることとします。

(4) 一般カード及び一時利用カードはいかなる場合も再発行はできません。

(失効)

第12条

(1) 最後にカード利用(チャージまたは打席利用等)した日から起算して2年間利用がない場合は、カードは失効(チャージ残高・ポイント残高含む)します。

(2) 利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、通知、催告を要せずしてカードのチャージ残高及びポイント残高を失効させることができるものとします。

①会員カード及び準会員カードの申込内容に虚偽があることが判明した場合

②暴力団等の反社会的勢力であると当練習場が客観的事実に基づき判断した場合

③前号に該当する者を同伴しまたは紹介して当練習場を利用させた場合

④本規約、その他当練習場の諸規定に違反し、当練習場が利用者として不適格であると判断した場合

⑤カードの利用にあたり、不正な行為があった場合

⑥利用者が死亡した場合

(3) 利用者が前項第①号ないし第⑤号に該当し、当練習場または第三者が損害を被った場合、利用者は直ちにその損害を賠償するものとします。

(登録事項の変更)

第13条

会員カード及び準会員カードの利用者は登録の際の届出事項に変更が生じた場合は、速やかに当練習場にて所定の変更手続きを行うものとします。

なお、届出事項変更の連絡がない場合、当練習場はカードの利用を停止できることとします。

(不慮の事故による損害)

第14条

天災等、当練習場の責任に帰すべからざる事由から発生した利用者の損害については、当練習場は一切の責任を負いません。

(規約の改定)

第15条

(1) 本規約は、予告なく変更・改定または廃止することがあります。

(2) 当練習場は運営上の都合や障害等の発生により、本規約に定めるサービスの提供を予告なく一時的に停止することがあります。

(3) 前2項の場合における損害について、当練習場は一切の責任を負いません。

(個人情報目的)

第16条

会員カード利用者及び準会員カード利用者からいただいた個人情報は以下の場合に限り使用し、その目的以外に使用することはありません。

①何らかの理由によりご連絡を取る必要が生じた場合

②当練習場のサービス案内

③マーケティング活動のための基礎データ

④カードの再発行を行う場合

(個人情報の提供について)

第17条

会員カード利用者及び準会員カード利用者からいただいた個人情報を下記の場合を除き、ご本人の同意がなく第三者に開示または提供しません。

①法令に基づき、公的機関から開示をもとめられた場合

②施設内においての事故等により保険会社に提供する場合

以 上

2017 年 1 月 6 日制定

2019 年 1 月 21 日改定(2019年3月1日施行)

サン神戸ゴルフガーデン

〒655-0001 神戸市垂水区多聞町字小束山 868-12

TEL 078-796-3562